

第21期 定期株主総会 招集ご通知

日時 2025年7月24日（木曜日）
午前10時

場所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門
富士西の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）



■議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2025年7月23日（水曜日）
午後6時到着分まで

株式会社スリー・ディー・マトリックス
証券コード：7777

証券コード 7777
2025年7月9日
(電子提供措置の開始日2025年7月3日)

株主各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表取締役社長 岡田 淳

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.3d-matrix.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択の上、ご覧ください。

書面又はインターネットにより議決権行使する場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年7月23日(水曜日)午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年7月24日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門
富士西の間(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的項目

報告事項

- 第21期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第21期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

取締役6名選任の件

第2号議案

当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集に当たっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.3d-matrix.co.jp>)及び東京証券取引所ウェブサイト  
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。

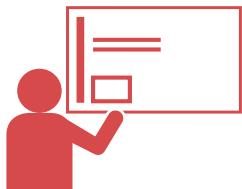
- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎2025年4月期決算・中期経営計画説明会につきましては、当社ホームページ上で動画を公開しております。動画は当社ホームページのリンクよりアクセスいただくか、以下のURLよりご覧いただけますと幸いです。

<https://youtu.be/YzCjh0fQMa4>



## 議決権行使のご案内

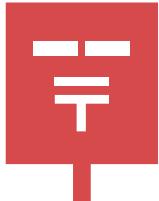
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使するには、以下の3つの方法がございます。



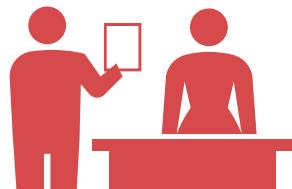
### インターネットで議決権行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。



### 書面で議決権行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

#### 行使期限

2025年7月23日（水）  
午後6時完了分まで

#### 行使期限

2025年7月23日（水）  
午後6時到着分まで

#### 株主総会開催日時

2025年7月24日（木）  
午前10時

インターネットと議決権行使書（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

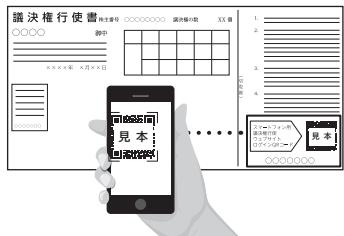
また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

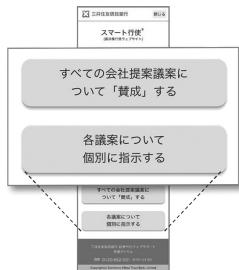
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号: 0120-652-031(フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時~午後9時)

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な  
場合は、右記にお問い合わせください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名     | 現在の当社における地位、担当    | 取締役会出席状況    |
|-------|--------|-------------------|-------------|
| 1     | 岡田 淳   | 代表取締役社長<br>再 任    | 12 回 ／ 12 回 |
| 2     | 永野 恵嗣  | 取締役会長<br>再 任      | 12 回 ／ 12 回 |
| 3     | 小林 智   | 取締役<br>再 任        | 12 回 ／ 12 回 |
| 4     | 天沼 利彦  | 取締役<br>再 任        | 7 回 ／ 12 回  |
| 5     | 茂木 龍平  | 取締役<br>再 任        | 12 回 ／ 12 回 |
| 6     | 菅野 みづき | —<br>新 任<br>社外取締役 | — 回 ／ — 回   |

候補者番号 1 岡田

淳

■生年月日  
1974年7月31日

■所有する当社の株式数  
204,000株

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                      |                                          |
|---------|----------------------|------------------------------------------|
| 1998年4月 | ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所 | (重要な兼職の状況)<br>3-D Matrix, Inc. 取締役       |
| 2005年8月 | 当社入社 経営企画部マネージャー就任   | 3-D Matrix Europe SAS.取締役                |
| 2007年7月 | 当社取締役就任              | 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd取締役 |
| 2012年7月 | 当社取締役副社長就任           |                                          |
| 2016年3月 | 当社代表取締役社長就任（現任）      |                                          |

候補者番号 2 永野恵嗣

■生年月日  
1954年6月8日

■所有する当社の株式数  
1,858,100株

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                                 |                                                             |
|---------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1978年4月 | エクソン化学(株)（現エクソンモービル有）入社         | 2004年5月 当社設立代表取締役会長就任                                       |
| 1986年6月 | ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所            | 2016年3月 当社取締役会長就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>3-D Matrix, Inc. 取締役 |
| 1993年4月 | 同所パートナー就任                       | 3-D Matrix Europe SAS.取締役                                   |
| 1994年4月 | 同所韓国事務所長就任                      |                                                             |
| 2000年4月 | ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド 日本代表就任 |                                                             |

|       |          |             |     |          |                      |                         |           |
|-------|----------|-------------|-----|----------|----------------------|-------------------------|-----------|
| 候補者番号 | <b>3</b> | こ<br>小<br>林 | ばやし | さとる<br>智 | ■ 生年月日<br>1980年11月3日 | ■ 所有する当社の株式数<br>34,500株 | <b>再任</b> |
|-------|----------|-------------|-----|----------|----------------------|-------------------------|-----------|

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                         |         |                 |
|---------|-------------------------|---------|-----------------|
| 2005年8月 | フレゼニウスメディカルケアジャパン<br>入社 | 2014年5月 | 当社事業開発部マネージャー就任 |
| 2007年4月 | 当社入社 事業開発部              | 2017年7月 | 当社執行役員事業開発部長就任  |
|         |                         | 2021年7月 | 当社取締役就任（現任）     |

|       |          |         |         |         |         |                       |                     |           |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|---------------------|-----------|
| 候補者番号 | <b>4</b> | あま<br>天 | ぬま<br>沼 | とし<br>利 | ひこ<br>彦 | ■ 生年月日<br>1975年11月27日 | ■ 所有する当社の株式数<br>一 株 | <b>再任</b> |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|---------------------|-----------|

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                                    |                      |                                    |             |
|----------|----------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------|-------------|
| 2000年4月  | ペイン・アンド・カンパニー東京事務所 入所                              | 2017年10月             | ㈱JBIC IG Partners インベストメントディレクター就任 |             |
| 2009年4月  | ヘッドストロング(㈱) (現ジェンパクト コンサルティング(㈱)) マネージング・コンサルタント就任 | 2019年7月              | 当社執行役員北米事業統括部長就任                   |             |
| 2010年7月  | ソニー(㈱) マネージャー就任                                    | (重要な兼職の状況)           | 2021年7月                            | 当社取締役就任（現任） |
| 2012年11月 | 3-D Matrix, Inc. マネージャー就任                          | 3-D Matrix, Inc. 取締役 |                                    |             |

候補者番号 5 茂木龍平 ■ 生年月日 1967年1月16日 ■ 所有する当社の株式数 一株 再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                                                                         |         |                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------|
| 1994年4月 | 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>柳田野村赤井法律事務所（現・柳田国際法律事務所）入所                           | 2003年8月 | 弁護士法人大江橋法律事務所（東京事務所）入所 |
| 2001年6月 | De Bandt, Van Hecke, Lagae & Loesche法律事務所（在ブリュッセル2002年にLinklatersと合併）入所 | 2022年1月 | 当社入社 ジェネラルカウンセル就任      |
|         |                                                                         | 2023年7月 | 当社取締役就任（現任）            |

候補者番号 6 菅野みづき ■ 生年月日 1981年3月29日 ■ 所有する当社の株式数 一株 新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                  |                                   |
|----------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 2011年12月 | 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>ブレークモア法律事務所入所 | （重要な兼職の状況）<br>(株)BJC 社外取締役（監査等委員） |
| 2014年9月  | アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所              | ニッセイアセットマネジメント(株) 社外監査役           |
| 2016年11月 | 弁護士法人大江橋法律事務所入所                  |                                   |
| 2021年1月  | 同事務所パートナー就任                      |                                   |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には継続ないし新規に当該保険契約の被保険者となります。また、継続契約の次回更新時及び新規契約については同内容での契約を予定しております。なお、当該契約の概要については、事業報告の「4.会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 菅野みづき氏は社外取締役候補者であります。菅野みづき氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
4. 菅野みづき氏を社外取締役候補者とした理由、選任された場合に果たすことが期待される役割及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 菅野みづき氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的視点で、独立性をもって当社の経営を監督いただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有すること等を総合的に判断したものであります。
- (2) 菅野みづき氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

## **第2号議案 当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項に基づくご承認も兼ねております。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内とすることをご承認いただいておりますが、この報酬額の枠内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

なお、本議案の対象となる取締役の員数は、社外取締役1名を除く5名となります。

1. 金銭の払込を要しないで新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、社外協力者には期待する貢献の度合いに応じて付与するものであり、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

また、当社は2021年2月25日開催の取締役会において、事業報告4.(5)「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限及び目的である株式の数

新株予約権6,000個を上限といたします。なお、当社取締役への新株予約権の割当数は1,000個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

但し、割当日以降当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することに

より交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものといたします。

但し、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。

割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合及び時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行による増加株式数}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

#### (4) 新株予約権を行使することができる期間

①当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員：

当社取締役会における新株予約権発行の日後2年を経過した日から10年を経過する日までといたします。

②社外協力者：

当社取締役会における新株予約権発行の日から10年を経過する日までといたします。

## (5) 新株予約権行使の条件

①新株予約権者のうち社外協力者を除く当社又は当社子会社の役員又は従業員は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員であることを要するものといたします。但し、当社もしくは当社子会社の役員が任期満了により退任した場合又は当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

②前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権行使することができるものといたします。

③その他権利行使の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

## (6) 増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

## (7) 新株予約権の取得事由

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

②新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

## (8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## (9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（そ

れぞれ当社が分割会社となる場合に限る。) 又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。) (以下総称して「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸收合併につき吸收合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸收分割につき吸收分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。) の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。) の新株予約権をそれぞれ交付することいたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。但し、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めることを条件といたします。

①交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

②新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

⑤新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以上

# 事 業 報 告

(2024年5月1日から)  
(2025年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

[表1]事業収益及び営業損益

(単位：百万円)

|          | 前連結会計年度<br>(自 2023年5月1日<br>至 2024年4月30日) | 当連結会計年度<br>(自 2024年5月1日<br>至 2025年4月30日) | 前期比    |
|----------|------------------------------------------|------------------------------------------|--------|
| 事業収益     | 4,588                                    | 6,934                                    | +51.1% |
| 売上総利益    | 3,086                                    | 4,424                                    | +43.4% |
| 営業損失 (△) | △2,117                                   | △1,156                                   | —      |

当社グループは、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学）の研究者の発明による自己組織化ペプチド技術を基にした医療製品の開発・製造・販売を行っております。

現時点では日米欧3極においてそれぞれ複数の製造販売承認を取得しており、主に吸収性局所止血材を中心にグローバルに販売活動を行っております。

以下において、当連結会計年度における販売進捗の状況につき、重点エリアの報告をさせていただきます。

[表2]エリア別製品販売状況

(単位：百万円)

|         | 前連結会計年度<br>(自 2023年5月1日<br>至 2024年4月30日) | 当連結会計年度<br>(自 2024年5月1日<br>至 2025年4月30日) | 前期比     |
|---------|------------------------------------------|------------------------------------------|---------|
| 米国      | 1,527                                    | 3,152                                    | +106.4% |
| 欧州      | 1,699                                    | 2,052                                    | +20.7%  |
| 日本      | 901                                      | 1,234                                    | +36.9%  |
| オーストラリア | 435                                      | 478                                      | +9.9%   |
| その他     | 24                                       | 15                                       | -36.0%  |
| 事業収益合計  | 4,588                                    | 6,934                                    | +51.1%  |

## ① 米国

米国における製品販売は、3,152百万円となり前期比106.4%増となりました。消化器内視鏡領域においては、高い成長を維持しており四半期ごとに過去最高額を達成し計画を大幅に超えるトレンドが継続しております。既存顧客における製品販売額の伸びが進捗することに加え、新規顧客獲得数が想定以上のスピードで増加しており、市場からの大きな需要がうかがえる状況です。また、販売活動強化のため営業人員を拡大する施策も功を奏し、コストの増加分以上に事業収益の成長が進捗し、貢献利益（※）も継続的に拡大しております。耳鼻咽喉科領域においては、アピールポイントを止血から創傷治癒や癒着防止へ転換する戦略が引き続き効果を発揮し、貢献利益の黒字を継続化している状況です。これらの結果、米国子会社は当連結会計年度において、財務会計上の黒字化を達成しております。

## ② 欧州

欧州における製品販売は、2,052百万円となり前期比20.7%増となりました。主要製品である消化器内視鏡領域の止血材においては、一部代理店販売において営業力確保に想定よりも時間を要していることから、計画未達となっております。心臓血管外科領域に関しては、直販体制を見直し代理店による販売体制に回帰することで営業コストを削減し、貢献利益の拡大を図っております。耳鼻咽喉科領域及び泌尿器科領域においては、小規模の体制で販売を行っております。販売額は小さいものの、高い成長を記録しており計画を達成しております。

## ③ 日本

日本における製品販売は、1,234百万円となり前期比36.9%増となりました。新規顧客獲得に加え、既存顧客の製品使用量を増やす施策が奏功しており、引き続き高い成長と貢献利益の黒字拡大を達成しております。

## ④ オーストラリア

オーストラリアにおける製品販売は、478百万円となり前期比9.9%増となりました。政府による民間保険価格の見直しによる製品販売価格の低下の影響を受けておりましたが、2024年7月時点で見直しも終結したとされております。主に価格低下の影響で販売額は計画を下回ったものの、販売本数は計画を上回っており成長を維持しております。

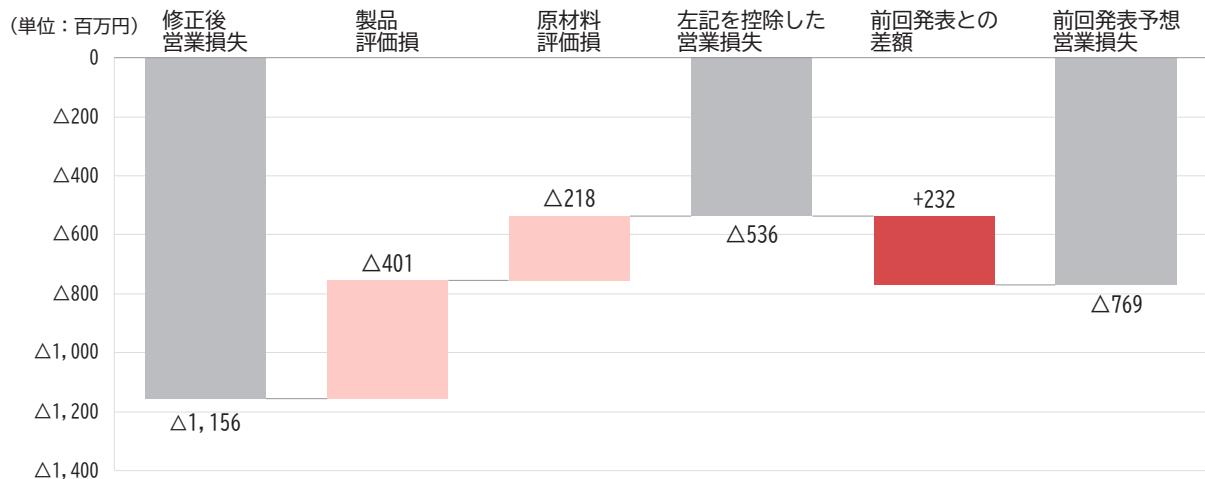
このような結果、当連結会計年度については、止血材の製品販売は米国で3,152百万円、欧州で2,052百万円、日本で1,234百万円、オーストラリアで478百万円を計上し、その他事業収益15百万円を含めると、事業収益6,934百万円（前期比2,345百万円の増加）と前期比51.1%増となり、計画を上回る結果となりました。

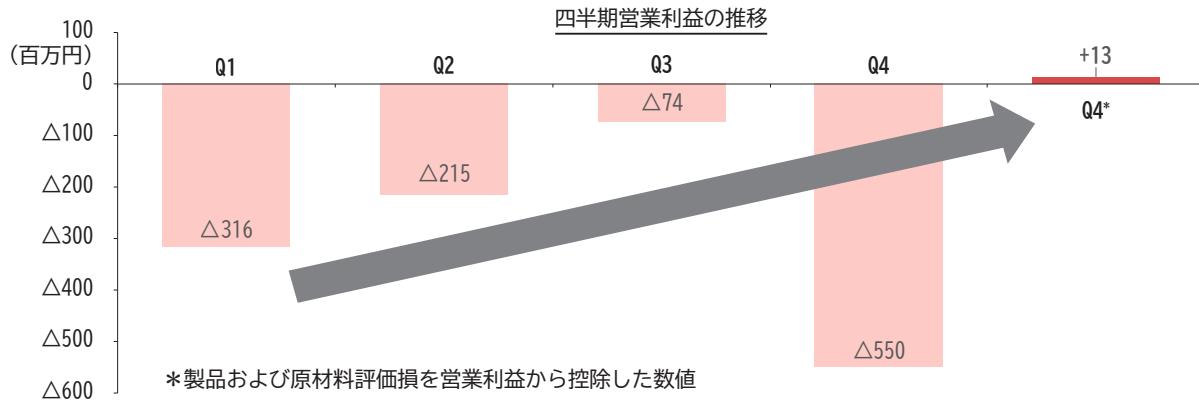
※ 貢献利益：売上総利益から営業費用を控除した数値

費用面に関しては、製品と原材料の評価損を計上したことにより、原価が一時的に増加しております。

製品の評価損としては、401百万円を原価に計上しております。主に欧州における消化器内視鏡以外の心臓血管/耳鼻咽喉科分野への拡販用製品が対象となっております。製品製造後、拡販活動に動いたものの市場立ち上げにはまだ時間を要すると判断し、消化器内視鏡分野への営業リソースの集中を実行したことから、製品の消費期限までの販売可能性を検討し評価損として計上いたしました。

原材料の評価損としては、218百万円を原価に計上しております。主に製品の原材料となるペプチドパウダーであり、ペプチド原材料のセカンドサプライヤーから仕入れたものが対象となっております。ペプチドパウダーに有効期限はないものの、仕入からの経過年数、当該サプライヤーからの品質保証の担保に時間要すること等を検討し評価損として計上いたしました。





この結果、営業損失は1,156百万円と前連結会計年度より960百万円改善し、営業赤字の縮小を実現しております。

また、見込んでいた為替レートからさらに円高に進み（期首：1 ドル=156.92円→期末：1 ドル=142.57円）、為替差損が増加した影響から、経常利益以下は赤字が拡大しました。為替換算により大きく変動する可能性のある「子会社貸付金（24百万ユーロ+28百万米ドル）の評価」等の為替差損益の集計を進めた結果、1,128百万円の差損となったため、経常損失は2,483百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,501百万円となりました。



財務諸表上の損益であり、事業上のコストの増加やキャッシュアウトが発生するわけではない

当社グループの事業は単一セグメント（医療製品事業）であるため、セグメントごとの記載はしておりません。

次に、当連結会計年度における研究開発の状況につき、報告をさせていただきます。

当連結会計年度において追加又は動きのあった研究開発プロジェクトは下記のとおりであります。

[表3]研究開発プロジェクトの状況

| プロジェクト             | ニーズと特徴                                                                                                                                    | 状況                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 小児の心臓手術の止血         | 小児向けに承認を受けている安全な止血材がない。塗布後に膨張せず、術後癒着が抑えられ、狭い領域でも視野が確保されることが臨床ニーズ。ピュアスタッフは第一候補になりうる。                                                       | 欧州、米国で承認申請準備中。欧州における臨床データ収集終了。解析中。                             |
| 頭部・頸部の止血           | ピュアスタッフで止血することで、焼灼止血に起因する組織障害が減り、術後の痛み軽減、手術部位に留置したドレーンからの排液量が減少し早期の抜管、早期の退院が可能。病院において大幅なコスト削減となりうる。                                       | 欧州において販売中。論文準備中。米国承認申請準備中。咽頭領域に関しては臨床データ収集終了。頭頸部領域についてはデータ収集中。 |
| オスラー病（HHT）の止血（鼻）   | オスラー病は遺伝性の疾患で約8割は繰り返す鼻血をきたす。鼻血の止血処置は都市部の病院で対応するため、地方に住む患者は長時間かけて通う必要がある。在宅医療にてピュアスタッフを用いることにより、患者QOLを向上させる。                               | 欧州で学会にてポスター発表済。欧州で臨床研究を追加で準備中。米国においても症例蓄積中。論文発表後、承認申請予定。       |
| 生検後の止血             | 経内視鏡の生検鉗子による組織採取では肺等部位によって出血した場合、有効な止血手立てがなく十分なサンプルの取得が困難。ピュアスタッフはこれら止血困難な部位にて使用可能であり十分量のサンプル取得を可能とする。                                    | 米国承認申請準備中。                                                     |
| 前立腺肥大手術の止血         | ロボット手術で肥大部を削る際に出るウージングの経尿道カテーテルによる止血。焼灼を減らすことにより術後に男性生殖機能を低下させることを防げる。                                                                    | 欧州で販売中。手術ロボット企業とテストマーケティングを2025年5月より開始。<br>米国にて承認申請検討中。        |
| 脳外科における止血          | 経鼻の内視鏡による脳手術において、焼灼以外で使える唯一の止血材となる可能性。当社が独自に開発した新規ペプチドを用いる。                                                                               | 当初は2025年4月に承認予定であったが、審査が長引き2025年夏に承認見込。                        |
| 内視鏡用粘膜下注入材（ピュアリフト） | 消化器内視鏡的に腫瘍を切除する際、病変部を挙上させる目的で粘膜下に注入する。粘膜下注入後にゲル化するため、注入しやすく、治療中の粘膜切開・剥離によっても流出しにくいため、腫瘍を切除しやすくなる。注入量や注入回数も減少できる可能性があり消化器内視鏡治療の質の向上に貢献できる。 | 薬事承認時の製造所との契約解除により、現在販売を中止している。新規製造所と契約締結済。製造開始に向けて準備中。        |
| 放射線直腸炎の治癒          | 放射線治療の副作用。難治性の潰瘍と出血。現在は治療法がないアンメットの状態。ピュアスタッフを塗布することで潰瘍の治癒が観察されている。                                                                       | 欧州の内視鏡学会で論文発表済。欧州ガイドラインにピュアスタッフ追加済。欧州での承認を目指し、臨床研究において症例追加開始。  |

| プロジェクト          | ニーズと特徴                                                                                                                                                                      | 状況                                                      |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 放射線膀胱炎の治癒       | 放射線治療の副作用。難治性の潰瘍と出血。現在は治療法がないアンメットの状態。ピュアスタッフを塗布することで潰瘍の治癒が観察されている。                                                                                                         | 欧州で実施した前立腺肥大手術における臨床研究データを活用し、米国にて承認申請予定。               |
| 炎症性腸疾患の粘膜の治癒    | 消化管の難治性炎症。原因不明で、一度発症すると再燃と寛解を繰り返し、生涯治療が必要となる特定疾患。現在多数の抗炎症剤が用いられているが、粘膜を治癒することで治療効果がある可能性。ピュアスタッフで粘膜の治癒を目指す。                                                                 | 群馬大学で症例組入中、4例終了（症例報告論文準備中）札幌医大で症例組入中。基礎研究を複数の研究機関にて実施中。 |
| 粘膜の創傷治癒         | 消化管、尿道、膀胱、鼻腔等の粘膜の創傷治癒材としての有効性はこれまでに様々なスタディで確認されている。正式な薬事承認を得ることで拡販に繋げ、また、難治性炎症の更なる症例蓄積に繋げる。                                                                                 | 米国において2025年5月に承認申請済。10月末に承認取得見込。                        |
| 放射線治療用吸収性組織スペーサ | 前立腺がんや子宮がんの放射線治療の際に、直腸へのダメージを減少させることを目的として、直腸と前立腺や子宮の臓器間に経皮的に注入される。当社ペプチドの生体分解性と高い生体適合性がニーズにマッチすると考えられる。特に子宮がんで注入可能なスペーサは国内未承認であり、早期の開発が待たれている状況。                           | 日本で大学と共同研究中。動物実験終了。臨床応用検討中。                             |
| 食道狭窄予防          | 予防方法の確立していないESD後食道狭窄に対して、内視鏡的塗布による、防止効果を実証。後出血や瘢痕化による創傷治癒の遅延も抑制。                                                                                                            | 欧州の動物実験で有効性確認。広島大学で臨床研究患者20例の組入終了。解析後、論文投稿予定。           |
| 嚥下障害予防          | 咽頭癌の抗癌剤/放射線治療後に実施する内視鏡下咽喉頭手術後の嚥下障害は、QOLの悪化を招くが予防方法が存在しない。この嚥下障害に対し、内視鏡的塗布による予防効果を目指す。                                                                                       | 広島大学、関西医科大学において2025年6月より特定臨床研究開始。                       |
| 心筋機能低下の回復（再生）   | 注入型の心筋機能回復デバイスとしての開発を目指し、当社ペプチドにより心筋再生の足場環境を構築するとともに、幹細胞及び成長因子タンパク質との混合注入による心筋再生の促進を確認した。                                                                                   | 米国ハーバード大学で論文準備中。                                        |
| 骨充填材（再生）        | 患者本人以外の生物由来物質を使用しない、安全性が高く低侵襲で大型の骨欠損にも対応した注入型骨再生材料としての開発を目指す。ピュアスタッフを骨再生の足場材料とし、患者本人の体液由來の成長因子を保持させることで低侵襲かつ注入可能な骨再生充填剤としての開発を目指す。歯槽骨再建にとどまらず、腫瘍切除後の骨欠損などの大型な骨欠損への再生材料を目指す。 | 骨充填剤として米国で早期に承認申請予定。                                    |

| プロジェクト                   | ニーズと特徴                                                                                                                                           | 状況                                                                                          |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳がんを対象としたsiRNAのデリバリー     | がんの悪玉とされる「がん幹細胞」を抑制するsiRNAを、当社ペプチドでドラッグデリバリーすることで、腫瘍縮小だけでなく乳がんの再発や転移抑制にも寄与することも期待して開発中。国内検験において、ヒトへの安全性と腫瘍抑制メカニズム発揮を確認。                          | 全身投与に最適化したDDSペプチドを開発中。トリプルネガティブ乳がんにおいて、特に予後が悪いフェノタイプと、RPN2発現プロファイルの相関解明に向けた研究を複数の研究機関にて実施中。 |
| 悪性胸膜中皮腫を対象としたmiRNAのデリバリー | アスベスト（石綿）に暴露された後、数十年の潜伏期間を経て発症するがん。症例数は向こう10年間増え続けるとされている。発症後は薬剤療法に決め手がなく、非常に侵襲性の高い外科手術をしても予後が悪い。マイクロRNA（miRNA）を、画期的新薬として当社ペプチドでドラッグデリバリーして治療する。 | 導出先のPURMX社によるグローバルPhase 1 / 2 治験準備中。新たに国内において頭頸部癌に対する治験を開始。                                 |
| ワクチンのデリバリー               | 当社ペプチドと抗原（タンパク質あるいはmRNA）を複合した徐放作用をもつワクチンで、抗体価の上昇、単回投与での抗体獲得、炎症抑制に基づく副作用の低減を目指す。さらに、内包した抗原の安定性を高め、室温保存可能なワクチンとして輸送、貯蔵でのコールドチェーンを不要にできることも期待。      | 米国のワクチン開発企業、北海道大学と共同研究中。                                                                    |

## (2) 資金調達の状況

売掛金の回収、第39回新株予約権の権利行使により資金調達ができております。

## (3) 対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のようない点が事業運営上の課題と認識しております。

### ①事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても、本格的に製品販売を開始しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当連結会計年度も営業損失が継続する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制は利益貢献が確実に見

込まれる範囲内での活動に留めることで、マーケティング費用を含む営業経費を削減し、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。

## ②資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当連結会計年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

## ③研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及び事業のグローバル展開に対応するため多様化するリスクを把握し、これに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の製品開発を実施しております。今後、研究開発活動がさらに拡大、グローバル化した際にも必要な情報の収集を行い、社内規程の改訂や継続的社員教育等を通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行ってまいります。

また、当社グループは小規模組織ですがグローバルに拠点を展開しております。そのため、グループ全体での内部統制体制を確立することを目指し、統制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取組を実施しております。今後も組織的な内部

統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

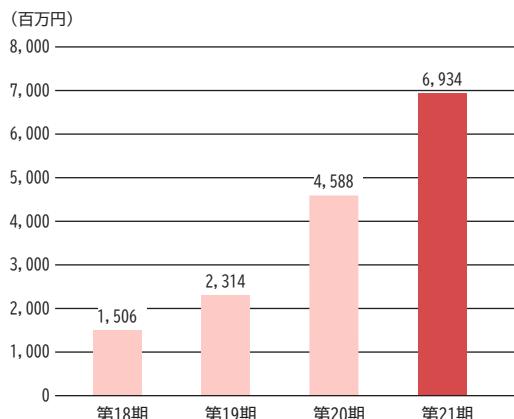
また今後も、上市製品の増大、事業展開エリアの拡大等、事業ステージに合わせて、充分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

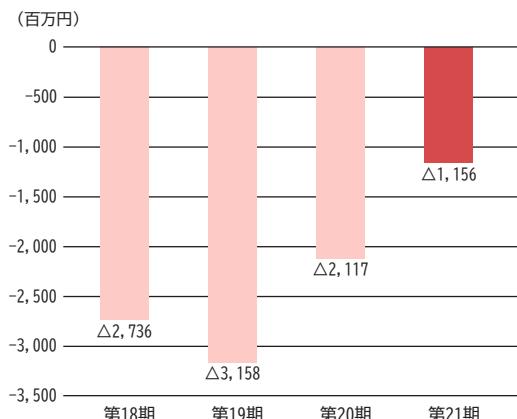
| 区分                 | 第18期<br>2022年4月期 | 第19期<br>2023年4月期 | 第20期<br>2024年4月期 | 第21期(当連結会計年度)<br>2025年4月期 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 事業収益               | 1,506百万円         | 2,314百万円         | 4,588百万円         | 6,934百万円                  |
| 経常利益又は経常損失(△)      | △1,807百万円        | △2,356百万円        | 140百万円           | △2,483百万円                 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △1,894百万円        | △2,445百万円        | △255百万円          | △2,501百万円                 |
| 1株当たり当期純損失(△)      | △37.20円          | △40.64円          | △3.49円           | △25.20円                   |
| 総資産                | 5,610百万円         | 5,825百万円         | 5,886百万円         | 6,513百万円                  |
| 純資産                | 1,457百万円         | 524百万円           | 353百万円           | 2,216百万円                  |
| 1株当たり純資産           | 17.84円           | 0.23円            | △1.66円           | 15.82円                    |

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

#### ■ 事業収益



#### ■ 営業利益



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資 本 金     | 当社の出資比率(%)       | 主要な事業内容   |
|---------------------------------------|-----------|------------------|-----------|
| 3-D Matrix, Inc.                      | 1,932千米ドル | 100.0            | 医療製品開発・販売 |
| 3-D Matrix Europe SAS.                | 3,060千ユーロ | 100.0            |           |
| 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd | 0.1千豪ドル   | 100.0<br>(100.0) |           |

(注) 1. 上記子会社は、売上高、総資産及び純資産等を参考に選定しております。

(注) 2. 当社の出資比率の（ ）内の数字は、間接所有比率であります。

(注) 3. 当社の連結子会社であった3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co., Ltd は、清算結了いたしました。

(注) 4. 当社の連結子会社である3-D Matrix Medical Technology Limited は、2025年3月26日開催の取締役会において解散を決議し、2025年4月30日現在において清算手続中であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2025年4月30日現在）

| 事 業    | 区 分       | 主 要 製 品                                                                                                                                           |
|--------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療製品事業 | 医療製品開発・販売 | 自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・組織再生領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。<br>主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、癒着防止材を有しております、組織再生領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。 |
|        | 研究試薬販売    | 自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。                                                |

(7) 主要な営業所（2025年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地            |
|-----|------------------|
| 本社  | 東京都千代田区麹町三丁目2番4号 |

② 子会社の主要な事業所

| 名 称                                   | 所 在 地           |
|---------------------------------------|-----------------|
| 3-D Matrix, Inc.                      | 米国マサチューセッツ州     |
| 3-D Matrix Europe SAS.                | フランス共和国リヨン市     |
| 3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd | オーストラリア連邦ビクトリア州 |

(8) 従業員の状況（2025年4月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 114 名   | 8名増    |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 19 名    | 2名減    |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2025年4月30日現在）

| 借入先       | 借入残高      |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 300,000千円 |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

貸出コミットメントライン契約及び転換社債型新株予約権付社債には、財務制限条項ないし早期償還条項が付されております。2025年5月31日時点において、転換社債型新株予約権付社債における早期償還条項に抵触しておりますが、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただく旨の同意を得ております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 110,293,406株  
(自己株式246株を含む)
- (3) 株 主 数 26,840名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名                    | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|--------------------------|-----------|---------|
| 楽天証券株式会社                 | 4,614,600 | 4.18    |
| 山田 祥美                    | 3,496,500 | 3.17    |
| 永野 恵嗣                    | 1,858,100 | 1.68    |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社     | 1,586,973 | 1.44    |
| 株式会社SBI証券                | 1,441,000 | 1.31    |
| 三和不動産株式会社                | 1,233,700 | 1.12    |
| 佐々木 保典                   | 918,600   | 0.83    |
| 松本 松二                    | 840,000   | 0.76    |
| 小林 達雄                    | 820,000   | 0.74    |
| MORGAN STANLEY & CO. LLC | 710,945   | 0.64    |

(注) 持株比率は、自己株式(246株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が28,652,697株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

当社取締役の保有する新株予約権の区別別合計

|                   | 回次（行使価額）   | 行使期間                  | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 発行価額 | 保有者数 |
|-------------------|------------|-----------------------|---------|---------------|------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第15回（894円） | 2018年3月24日～2026年3月22日 | 240個    | 普通株式 24,000株  | 無償   | 1名   |
|                   | 第22回（535円） | 2021年7月6日～2029年7月5日   | 240個    | 普通株式 24,000株  | 無償   | 1名   |
|                   | 第26回（477円） | 2022年7月10日～2030年7月9日  | 128個    | 普通株式 12,800株  | 無償   | 1名   |
|                   | 第32回（339円） | 2024年7月22日～2032年7月21日 | 1,048個  | 普通株式 104,800株 | 無償   | 5名   |
|                   | 第37回（195円） | 2025年7月21日～2033年7月20日 | 120個    | 普通株式 12,000株  | 無償   | 1名   |
|                   | 第41回（148円） | 2026年7月19日～2034年7月18日 | 192個    | 普通株式 19,200株  | 無償   | 1名   |

(注) 1. 上記のうち、第15回、第22回、第26回及び第37回新株予約権並びに第32回新株予約権のうち120個は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 2. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

| 項目            | 第41回新株予約権             |                              |
|---------------|-----------------------|------------------------------|
| 発行決議日         | 2024年7月18日            |                              |
| 新株予約権の数       | 2,206個                |                              |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 220,600株         |                              |
| 発行価格          | 無償                    |                              |
| 新株予約権の行使価額    | 1個につき 14,800円         |                              |
| 権利行使期間        | 2026年7月19日～2034年7月18日 |                              |
| 使用人等への交付状況    | 当社使用人<br>7名<br>316個   | 子会社の役員及び使用人<br>34名<br>1,890個 |

(注) 上記のうち、196個（19,600株）は退職により権利を喪失しています。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年4月30日現在）

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                         |
|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 岡田 淳   | 3-D Matrix, Inc. 取締役<br>3-D Matrix Europe SAS. 取締役<br>3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd 取締役      |
| 取締役会長   | 永野 恵嗣  | 3-D Matrix, Inc. 取締役<br>3-D Matrix Europe SAS. 取締役                                                   |
| 取締役     | 小林 智   |                                                                                                      |
| 取締役     | 天沼 利彦  | 3-D Matrix, Inc. 取締役                                                                                 |
| 取締役     | 茂木 龍平  |                                                                                                      |
| 取締役     | 島村 和也  | 島村法律会計事務所 代表<br>コスモ・バイオ(株) 社外取締役（監査等委員）<br>(株)アズーム 社外取締役（監査等委員）                                      |
| 常勤監査役   | 竹本 毅   |                                                                                                      |
| 監査役     | 大川原 紀之 | 学校法人マックス学園 理事<br>天龍ホールディングス(株) 監査役<br>虎ノ門3丁目法律事務所 代表弁護士                                              |
| 監査役     | 伊藤 耕一郎 | 伊藤国際会計税務事務所 代表<br>地盤ネットホールディングス(株) 社外監査役<br>モイ(株) 社外監査役<br>(株)いい生活 社外取締役（監査等委員）<br>大和証券オフィス投資法人 監督役員 |

- (注) 1. 島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 竹本毅、大川原紀之及び伊藤耕一郎の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 島村和也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。  
 4. 竹本毅氏は、企業経営者としての豊富な経験を有し、企業経営全般に関する相当程度の知識を有するものであります。  
 5. 大川原紀之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知識を有するものであります。  
 6. 伊藤耕一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。  
 7. 当社は、島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 8. 河邊務及び羽入敏祐の両氏は、2024年7月25日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。  
 9. 新井友行氏は、2024年12月31日付で取締役を辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員等であり、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものです。故意又は重過失に起因する損害保険請求は、上記保険契約により補填されず、また、填補する額について限度額を設けることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2021年7月30日開催の第17期定時株主総会において年額350,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は2012年7月26日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

## (5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、2021年2月25日開催の取締役会において、以下の方針を決議しております。

## ii) 決定方針の内容の概要

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

### ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社グループの業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

### ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績/個別指標(KPI)を反映した現金報酬としております。各事業年度の事業進展や目標指標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる指標とその値は、中期経営計画と整合するよう設定し、適宜、環境の変化に応じて監査役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、内容、数の算定方法、報酬等を与える時期、条件の決定に関して取締役会にて決定するものとしております。

### ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の委任を受けた代表取締役が決定するものとしております。決定の際には監査役会の答申内容を尊重し、代表取締役の報酬の構成割合は、基本報酬：業績連動報酬等（賞与）：非金銭報酬等 = 70% : 20%

%：10%を目安とし、他の取締役の報酬構成割合は、代表取締役の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮し決定することとしております。

#### ⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査役会に原案を提出し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定することとしております。なお、非金銭報酬等は監査役会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとしております。

##### iii)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法が決定方針に整合していることや、監査役会及び社外取締役の意見が尊重されていることを確認しており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

#### (6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2024年7月25日開催の取締役会において代表取締役社長岡田淳に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は各取締役の担当事業の業績を踏まえた各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適切と判断されるためであります。

## (7) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の総額                  | 報酬等の種類別の総額              |              |                  |
|------------------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------|------------------|
|                  |            |                         | 基本報酬                    | 業績連動報酬等      | 非金銭報酬等           |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(1名) | 121,708千円<br>( 5,400千円) | 117,462千円<br>( 5,400千円) | 一千円<br>(一千円) | 4,246千円<br>( 千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(5名) | 14,249千円<br>(14,249千円)  | 14,249千円<br>(14,249千円)  | 一千円<br>(一千円) | 一千円<br>(一千円)     |
| 合計               | 13名        | 135,957千円               | 131,711千円               | 一千円          | 4,246千円          |

- (注) 1. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に辞任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記の監査役の支給人員には、2024年7月25日開催の第20期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
4. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## (8) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員等の重要な兼職の状況等

- ア. 取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表を兼任しております。また、コスマ・バイオ株式会社及び株式会社アズームの社外取締役（監査等委員）を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- イ. 監査役竹本毅氏は、他社等の代表、取締役、監査役等々との重要な兼任はありません。
- ウ. 監査役大川原紀之氏は、学校法人マックス学園の理事、天龍ホールディングス株式会社の監査役及び虎ノ門3丁目法律事務所の代表弁護士を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- エ. 監査役伊藤耕一郎氏は、伊藤国際会計税務事務所の代表、地盤ネットホールディングス株式会社及びモイ株式会社の社外監査役、株式会社いい生活の社外取締役（監査等委員）、大和証券オフィス投資法人の監督役員を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

| 区分    | 氏名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                                               |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 島村 和也  | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会にオブザーバーとして出席しました。弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。           |
| 社外監査役 | 竹本 賀   | 社外監査役就任後に開催された取締役会に10回中10回出席するとともに、監査役会に13回中13回出席しました。企業経営者としての豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。 |
| 社外監査役 | 大川原 紀之 | 当事業年度に開催された取締役会に12回中12回出席するとともに、監査役会に16回中16回出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。                                     |
| 社外監査役 | 伊藤 耕一郎 | 社外監査役就任後に開催された取締役会に10回中10回出席するとともに、監査役会に13回中13回出席しました。公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かし、公正かつ客観的な立場で、取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。                                |

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支 払 額    |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等             | 34,000千円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix, Inc.、3-D Matrix Europe SAS. 及び3-D Matrix Medical Technology Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けており、うち、3-D Matrix Europe SAS. 及び3-D Matrix Medical Technology Pty Ltdは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているGrant Thornton France及びGrant Thornton Australiaに対して、監査証明業務に基づく報酬6,909千円を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間に受けた業務停止処分

会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日）の処分を受けました。

当社は、会計監査人の再発防止に向けた改善への取組及び当社に対する会計監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、会計監査人による監査を継続することにいたしました。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
- 取締役会については、取締役会規程に基づき月1回定期取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
- 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
- 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
- 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
- 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
- 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
- リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。

- ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
  - ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続を明示した社内規程を整備し運用を行う。
  - ・ 内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
  - ・ 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告する。
  - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営に関する重要事項については、当社及び子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
  - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
  - ・ 当社又は子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程及びその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

- ⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款及び社内規程の遵守、徹底を図る。
  - ・ 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
  - ・ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
  - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。
- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
  - ・ 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
  - ・ 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
  - ・ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。
- ⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
  - ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑫ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 補助の使用者を置く場合には、当該使用者は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
  - ・ 取締役は監査役補助使用者がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
- ⑬ 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・ 監査役の職務を補助すべき使用者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用者に周知徹底する。
- ⑭ 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
  - ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配

布並びに詳細な説明を受ける。

- ・取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容及び内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
- ・稟議書並びに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が隨時確認できる体制とする。
- ・監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。

⑯ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反及び不正事実又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。

⑰ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告を行った当社又は子会社の取締役又は使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑯ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

⑰ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会その他重要な会議に出席することとする。
- ・監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
- ・監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。

- ⑯ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・ 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑰ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - ⑰-1 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
    - i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
    - ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
  - ⑰-2 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
    - i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とともに、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
    - ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
    - iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
    - iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行について

当社の取締役会は6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、当社グループの重要事項の審議、決議するとともに業務執行の報告が行われました。社外取締役は独立した立場から審議、決議に加わり、経営の監督を行っております。また各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

### ②企業集団における業務の適正確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において、子会社における重要事項の審議及び決議並びに業務執行の報告が行われました。

### ③リスク管理体制について

リスク管理規程を制定し、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び迅速な対応を図っております。

### ④監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、会社の状況を把握し監査役相互による意見交換を行っております。また常勤監査役は、社内の重要会議に出席するとともに取締役等から職務執行状況を適宜聴取し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	6,418,787	流 動 負 債	1,578,888
現金及び預金	1,580,268	短期借入金	300,000
売掛金	1,970,154	未払金	602,863
棚卸資産	2,491,183	未払費用	459,984
前渡金	183,345	未払法人税等	87,437
その他	238,560	その他	128,603
貸倒引当金	△44,725		
固 定 資 產	94,332	固 定 負 債	2,718,038
有形固定資産	—	転換社債型新株予約権付社債	2,640,683
無形固定資産	—	その他	77,354
投資その他の資産	94,332	負 債 合 計	4,296,926
投資有価証券	7,688		
その他	86,644		
		(純 資 產 の 部)	
		株 主 資 本	4,703,933
		資本金	15,489,928
		資本剰余金	15,479,648
		利益剰余金	△26,265,490
		自己株式	△153
		その他の包括利益累計額	△2,959,013
		その他有価証券評価差額金	△334
		為替換算調整勘定	△2,958,678
		新 株 予 約 権	471,274
		純 資 產 合 計	2,216,194
資 產 合 計	6,513,120	負債・純資產合計	6,513,120

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年5月1日から)
(2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目			金 額
事 業 収 益			
売 上 高			6,934,144
事 業 費 用			6,934,144
売 上 原 価			2,509,550
研 究 開 発 費			498,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,082,560
営 業 損 失			8,090,311
営 業 外 収 益			1,156,167
受 取 利 息			598
受 取 手 数 料			4,732
補 助 金 収 入			2,680
そ の 他			2,851
			10,863
営 業 外 費 用			
支 払 利 息			74,414
支 払 手 数 料			4,549
株 式 交 付 費			12,089
為 替 差 損 他			1,128,570
そ の 他			118,807
			1,338,431
常 損 失			2,483,735
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益			20,120
受 取 补 償 金			44,749
			64,869
特 別 損 失			
減 損 損 失			22,449
製 造 停 止 損 失			37,806
			60,255
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			2,479,120
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			22,124
当 期 純 損 失			2,501,245
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			2,501,245

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から)
(2025年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年5月1日 残高	13,818,459	13,808,179	△23,764,244	△153	3,862,241
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,671,468	1,671,468			3,342,937
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,501,245		△2,501,245
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	1,671,468	1,671,468	△2,501,245	—	841,692
2025年4月30日 残高	15,489,928	15,479,648	△26,265,490	△153	4,703,933

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2024年5月1日 残高	382	△3,997,920	△3,997,538	488,604	353,307
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					3,342,937
親会社株主に帰属する当期純損失					△2,501,245
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△717	1,039,242	1,038,524	△17,329	1,021,194
連結会計年度中の変動額合計	△717	1,039,242	1,038,524	△17,329	1,862,886
2025年4月30日 残高	△334	△2,958,678	△2,959,013	471,274	2,216,194

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、医療製品の研究開発投資を行う先行投資型企業であります。主力製品である止血材は、既にグローバルに販売を開始しておりますが、現時点でも止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上していることから、前連結会計年度以前より継続して営業損失を計上しております。また、当連結会計年度においても、営業損失1,156,167千円を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

(1)事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても、本格的に製品販売を開始しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当連結会計年度も営業損失が継続する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制は利益貢献が確実に見込まれる範囲内での活動に留めることで、マーケティング費用を含む営業経費を削減し、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。

(2)資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当連結会計年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

しかしながら、「(1)事業収益拡大とコスト削減」については、製品販売の拡大や収益構造の改善が想定どおり

りに進まないリスクがあります。また、「(2)資金調達」については、株式市場の動向や株価の下落等により新株予約権の行使による資金を確保できないリスクや、借入金にかかる財務制限条項への抵触により当社が期限の利益を喪失し又は転換社債型新株予約権付社債にかかる早期償還条項の適用により最終償還日より前に当社が返済義務を負うリスクがあります。

これらのリスクにより、事業運営及び研究開発のための十分な資金が確保できない可能性があり不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	3-D Matrix, Inc.
	3-D Matrix Europe SAS.
	3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd

なお、当連結会計年度において、連結子会社であった3-D Matrix (Beijing) Biotechnology Co.,Ltd は、清算結了したため連結の範囲から除外しております。なお、清算結了までの損益計算書は連結しております。

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

製品、原材料、貯蔵品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 重要な減価償却固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………建物及び構築物並びに工具、器具及び備品については主に定率法（但し、（リース資産を除く）2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

機械装置及び運搬具については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

機械装置及び運搬具 8年

工具、器具及び備品 4年～15年

- ② 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

- ④ 長期前払費用……………定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

製品の販売（日本・オランダ・オーストラリア・米国他）については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品・値引及び割戻等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても同様に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,491,183千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」及び「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取手数料」は3,219千円であり「補助金収入」は3,501千円であります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 264,656千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

財務制限条項及び早期償還条項

㈱りそな銀行からの短期借入金300,000千円については、財務制限条項が付されております。

(1) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。

(2) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- (1) 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額を下回る場合、当社は、①転換社債型新株予約権付社債5個又は②未転換の転換社債型新株予約権付社債のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除した金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。
- (2) 第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合（以下かかる超過分を「本超過調達分」という。）、社債権者は、本超過調達分を上限として、第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を償還を請求することができる。

当連結会計年度末においては、第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が上記(1)に抵触しております（約1,592百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただけ旨の同意を得ております。(2)につきましては、第35回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えております（約342百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは償還の請求を受けておりません。

偶発債務

訴訟にかかる賠償等

当連結会計年度末において、当社は、元従業員1名より、当社による雇用契約終了に関して解雇無効を主張して、従業員としての地位確認及び未払賃金（月額約1百万円及び年度末支払分約2百万円）の支払並びに損害賠償3百万円を求める訴訟の提起を受けております。現時点において当社グループの今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	機械装置及び運搬具	日本	2,540
	工具、器具及び備品	アメリカ、フランス、シンガポール、イギリス、オランダ	9,411
	ソフトウエア	フランス	515
	特許権、長期前払費用	日本	9,981

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、当初の中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見通しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については、地域別の区分に基づきグルーピングしております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

受取補償金

製造停止に係る委託製造損失の補償金であります。

製造停止損失

製造停止に係る委託製造損失であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	110,293,406株
------	--------------

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	29,570,116株
------	-------------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等による増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の使途は主に研究開発資金及び事業運営資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業（海外を含む）の株式であり、発行体の信用リスクや為替の変動リスクに晒されておりますが、投機的取引はございません。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。未払金の一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。転換社債型新株予約権付社債は、事業活動拡大への対応に係る資金調達であります。有利子でありますが固定金利であり、金利の変動リスクには晒されておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリング

し、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月相当分を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は世界各国にあり、その取引価格は、外貨建のものと円建価格のものが存在しております。外貨建の取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方、円建価格の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっております。敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
転換社債型新株予約権付社債	2,640,683	2,628,639	△12,044

(注) 1. 市場価格のない株式等は記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,688

(注) 2. 転換社債型新株予約権付社債の連結決算日後の償還期限の総額

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	2,640,683	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価
の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ
れ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	2,628,639	—	2,628,639

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価
値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

日本	オランダ	オーストラリア	米国	その他	外部顧客への 売上高合計
1,234,401	1,269,375	457,888	3,152,932	819,545	6,934,144

(注) 事業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計
上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 15円82銭

1株当たり当期純損失（△） △25円20銭

重要な後発事象に関する注記

第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）の発行及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却

当社は、2025年6月24日付の取締役会において、CVI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行及び既存の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存新株予約権付社債」という。）の買入消却を決議しました。

本新株予約権付社債の払込資金は、ほぼ全額を本既存新株予約権付社債の買入資金と相殺して決済される予定であります。

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要

割当日及び払込期日	2025年7月10日
新株予約権の総数	8個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額1,103,184,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込を要しません。
当該発行による潜在株式数	3,752,326株（当初転換価額である294円で転換された場合における最大交付株式数） 下限転換価額は134円ですが下限転換価額における潜在株式数は8,232,716株です。
調達資金の額	1,103,184,000円
転換価額及びその修正条件	当初転換価額294円 新株予約権付社債の転換価額は、2026年4月17日、2026年10月17日、2027年4月17日、2027年10月17日、2028年4月17日、2028年10月17日、2029年4月17日及び2029年10月17日（以下個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日において（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。 但し、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には下限転換価額とします。
利率及び償還期日	年率：無利息 償還期日：2029年10月22日
償還価額	額面100円につき100円
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.

資金使途	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却費用
早期償還条項	各修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還しなければならない。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債買入消却の概要

買入日	2025年7月10日
買入金額	額面金額100円につき金100円（総額1,103,183,500円）
買入資金	本リファイナンスによる調達資金
消却日	2025年7月10日
消却額面総額	1,103,183,500円
消却後残存額面金額	0円
消却される新株予約権の総数	25個
消却される潜在株式数	5,995,562株

貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,014,295	流 動 負 債	977,999
現金及び預金	817,866	買掛金	148,609
売掛金	8,450,676	短期借入金	300,000
棚卸資産	1,368,552	未払金	405,128
前渡金	165,370	未払費用	33,777
関係会社短期貸付金	9,977,335	未払法人税等	85,156
その他	133,742	預り金	5,328
貸倒引当金	△14,899,248		
固 定 資 産	27,963	固 定 負 債	2,640,683
有形固定資産	—	転換社債型新株予約権付社債	2,640,683
無形固定資産	—	負 債 合 計	3,618,683
投資その他の資産	27,963	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	7,688	株 主 資 本	1,952,636
その他	20,275	資本金	15,489,928
		資本剰余金	15,479,648
		資本準備金	15,479,648
		利益剰余金	△29,016,787
		その他利益剰余金	△29,016,787
		繰越利益剰余金	△29,016,787
		自己株式	△153
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△334
		その他有価証券評価差額金	△334
		新 株 予 約 権	471,274
		純 資 産 合 計	2,423,575
資 産 合 計	6,042,258	負債・純資産合計	6,042,258

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年5月1日から)
(2025年4月30日まで)

(単位:千円)

科 目			金 額
事 業 収 益			
売 上 高			2,827,656
事 業 費 用			2,827,656
売 上 原 価			2,057,041
研 究 開 発 費			292,527
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,175,703
営 業 損 失			3,525,272
営 業 外 収 益			697,615
受 取 利 息			563
そ の 他			2,192
営 業 外 費 用			2,756
支 払 利 息			74,227
支 払 手 数 料			4,549
株 式 交 付 費			12,089
為 替 差 損			1,070,654
そ の 他			120,599
経 常 損 失			1,282,120
特 別 利 益			1,976,979
新 株 予 約 権 戻 入 益			20,120
貸 倒 引 当 金 戻 入 額			398,758
受 取 补 償 金			44,749
463,628			
特 別 損 失			
減 損 損 失			12,521
貸 倒 損			12,652
製 造 停 止 損			37,806
62,980			
税 引 前 当 期 純 損 失			1,576,331
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			10,076
当 期 純 損 失			1,586,407

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年5月1日から)
(2025年4月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				利益 剩 余 金 合 計	
	資本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			
	資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	繰越利益剩余金		
2024年5月1日残高	13,818,459	13,808,179	13,808,179	△27,430,379	△27,430,379	
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,671,468	1,671,468	1,671,468			
当期純損失				△1,586,407	△1,586,407	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	1,671,468	1,671,468	1,671,468	△1,586,407	△1,586,407	
2025年4月30日残高	15,489,928	15,479,648	15,479,648	△29,016,787	△29,016,787	

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
2024年5月1日残高	△153	196,106	382	488,604	685,093
事業年度中の変動額					
新株の発行		3,342,937			3,342,937
当期純損失		△1,586,407			△1,586,407
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△717	△17,329	△18,047
事業年度中の変動額合計	—	1,756,529	△717	△17,329	1,738,482
2025年4月30日残高	△153	1,952,636	△334	471,274	2,423,575

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、医療製品の研究開発投資を行う先行投資型企業であります。主力製品である止血材は、既にグローバルに販売を開始しておりますが、現時点でも止血材の営業体制確立等のために相当額の先行費用を計上していることから、前事業年度以前より継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度においても、営業損失697,615千円を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の改善策に取り組んでまいります。

(1)事業収益拡大とコスト削減

当社グループは、主力製品である止血材について、欧州及びオーストラリアに続き、内視鏡先進国である日本及び世界最大の市場を有する米国においても、本格的に製品販売を開始しております。売上成長を最大化するために、各極において営業体制を確立・拡大し、相応の営業費用を投じてまいりましたが、短期的には奏功せず当事業年度も営業損失が継続する結果となりました。今後一時的には、当社止血材の優位性が高く、売上成長が確実に見込まれる消化器内視鏡領域に事業領域を絞り込み、他領域の営業体制は利益貢献が確実に見込まれる範囲内の活動に留めることで、マーケティング費用を含む営業経費を削減し、収益確保を最優先に進めてまいります。

研究開発に関しては、次世代止血材や粘膜炎の創傷治癒等の注力分野を除き、新規開発を一時的に中断し、注力分野においても、臨床試験を必要としない又は最小規模で実施できる等、グローバルで見て最も有利な市場を選びながらコストと時間の最小化に努めております。

(2)資金調達

当社グループの事業運営及び研究開発を進めるための十分な資金確保に向けて、米国においてバイオ業界への投資に多くの実績を有する投資ファンドのハイツ・キャピタル・マネジメント・インクに対し、2024年4月に第39回新株予約権を発行いたしました。これにより、当事業年度において、第39回新株予約権の権利行使により2,628,560千円を調達することができました。一方で、既発行の社債について早期償還条項の適用による一部償還により、2024年9月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち62,500千円を、2024年10月に第6回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち256,250千円を、2024年11月に第5回無担保転換社債型新株予約権付社債のうち220,636千円を償還しております。

また、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しており、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後も引き続き、金融機関からの借入を含む様々な資金調達を検討し、継続的な財務基盤の強化に努めてまいります。

しかしながら、「(1)事業収益拡大とコスト削減」については、製品販売の拡大や収益構造の改善が想定どおり

りに進まないリスクがあります。また、「(2)資金調達」については、株式市場の動向や株価の下落等により新株予約権の行使による資金を確保できないリスクや、借入金にかかる財務制限条項への抵触により当社が期限の利益を喪失し又は転換社債型新株予約権付社債にかかる早期償還条項の適用により最終償還日より前に当社が返済義務を負うリスクがあります。

これらのリスクにより、事業運営及び研究開発のための十分な資金が確保できない可能性があり不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等には反映しておりません。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物並びに工具、器具及び備品については定率法（但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。

機械及び装置については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
----	--------

機械及び装置	8年
--------	----

工具、器具及び備品	4年～15年
-----------	--------

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(4) 長期前払費用……………定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されたと判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨により換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,368,552千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価方法は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該見積りについては、実勢販売価額等に基づき正味売却価額を算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける場合があり、見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	126,882千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	8,256,764千円
短期金銭債務	222,261千円

財務制限条項及び早期償還条項

㈱りそな銀行からの短期借入金300,000千円については、財務制限条項が付されております。

- (1) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を5億円以上に維持すること。
- (2) 各四半期決算末日の連結貸借対照表における借入金を合算した金額の1.2倍以上の現金及び預金を維持すること。

第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については、早期償還条項が付されております。

- (1) 転換価額修正日に当該修正価額が下限転換価額を下回る場合、当社は、①転換社債型新株予約権付社債5個又は②未転換の転換社債型新株予約権付社債のいずれか小さい方を早期償還するものとし、当該償還額と未払社債利息の合計額に0.9を除した金額を支払わなければならない。但し、社債権者は、上記の早期償還を次の転換価額修正日まで延期させることができる。
- (2) 第35回及び第36回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えた場合（以下かかる超過分を「本超過調達分」という。）、社債権者は、本超過調達分を上限として、第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部又は一部を償還を請求することができる。

当事業年度末において、第5回乃至第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が上記(1)に抵触しております（約1,592百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは期限の利益の喪失に係る権利行使をご猶予いただき旨の同意を得ております。(2)につきましては、第35回新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が660,660千円を超えております（約342百万円の早期償還義務発生）が、社債権者からは償還の請求を受けておりません。

偶発債務

訴訟にかかる賠償等

当事業年度末において、当社は、元従業員1名より、当社による雇用契約終了に関して解雇無効を主張し、従業員としての地位確認及び未払賃金（月額約1百万円及び年度末支払分約2百万円）の支払並びに損害賠償3百万円を求める訴訟の提起を受けております。現時点において当社グループの今後の業績に与える影響額を合理的に予測することは困難であります。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	1,593,254千円
仕入高	463,473千円
研究開発費	195,456千円

2. 特別利益

貸倒引当金戻入額

子会社への債権に係る貸倒引当金398,758千円を取り崩したことによるものであります。

受取補償金

製造停止に係る委託製造損失の補償金であります。

3. 特別損失

貸倒損失

清算した子会社に対する債権の回収不能額12,652千円であります。

製造停止損失

製造停止に係る委託製造損失であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	246株
------	------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減損損失、株式報酬費用であります。なお、全額評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	3-D Matrix, Inc.	所有 直接100%	製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	当社製品の販売 (注1) 資金の貸付 (注2) 資金の回収 (注2)	562,809 15,817 50,000	売掛金 (注3) 短期貸付金 (注3)	1,031,855 3,997,455
	3-D Matrix Europe SAS.	所有 直接100%	製品の販売 製品の仕入 資金の貸付 役員の兼任	当社製品の販売 (注1) 当社製品の仕入 (注1) 資金の回収 (注2)	925,705 463,473 377,825	売掛金 (注3) 買掛金 短期貸付金 (注3)	6,580,731 148,609 3,842,718
	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	93,767	短期貸付金 (注3)	1,905,822
	3-D Matrix Medical Technology Pty Ltd	所有 間接100%	製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注1)	104,740	売掛金 (注3)	591,353
	3-D Matrix EMEA B.V.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注2)	25,866	短期貸付金 (注3)	162,140
	3-D Matrix UK Limited.	所有 間接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金 (注3)	69,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品の販売及び製品の仕入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。
- (注2) 資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 子会社への債権等に対して、14,899,248千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度においては398,758千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	17円70銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△15円99銭

重要な後発事象に関する注記

第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）の発行及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却

当社は、2025年6月24日付の取締役会において、CVI Investments, Inc.を割当先とする第三者割当による第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行及び既存の第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存新株予約権付社債」という。）の買入消却を決議しました。

本新株予約権付社債の払込資金は、ほぼ全額を本既存新株予約権付社債の買入資金と相殺して決済される予定であります。

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債発行の概要

割当日及び払込期日	2025年7月10日
新株予約権の総数	8個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額1,103,184,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込を要しません。
当該発行による潜在株式数	3,752,326株（当初転換価額である294円で転換された場合における最大交付株式数） 下限転換価額は134円ですが下限転換価額における潜在株式数は8,232,716株です。
調達資金の額	1,103,184,000円

転換価額及びその修正条件	当初転換価額294円 新株予約権付社債の転換価額は、2026年4月17日、2026年10月17日、2027年4月17日、2027年10月17日、2028年4月17日、2028年10月17日、2029年4月17日及び2029年10月17日（以下個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日において（株）東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。 但し、修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には下限転換価額とします。
利率及び償還期日	年率：無利息 償還期日：2029年10月22日
償還価額	額面100円につき100円
募集又は割当方法	第三者割当
割当先	CVI Investments, Inc.
資金使途	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却費用
早期償還条項	各修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還しなければならない。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債買入消却の概要

買入日	2025年7月10日
買入金額	額面金額100円につき金100円（総額1,103,183,500円）
買入資金	本リファイナンスによる調達資金
消却日	2025年7月10日
消却額面総額	1,103,183,500円
消却後残存額面金額	0円
消却される新株予約権の総数	25個
消却される潜在株式数	5,995,562株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑垣圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員	公認会計士	秋田秀樹
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	土居一彦
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	桑垣圭輔
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2024年5月1日から2025年4月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当事業年度においても、営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、タイムリーな情報共有を可能とする手段も活用しながら、取締役、内部監査部門（経営企画室）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるなどを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役会

常勤監査役 竹本 毅 印

監査役 大川原 紀之 印

監査役 伊藤 耕一郎 印

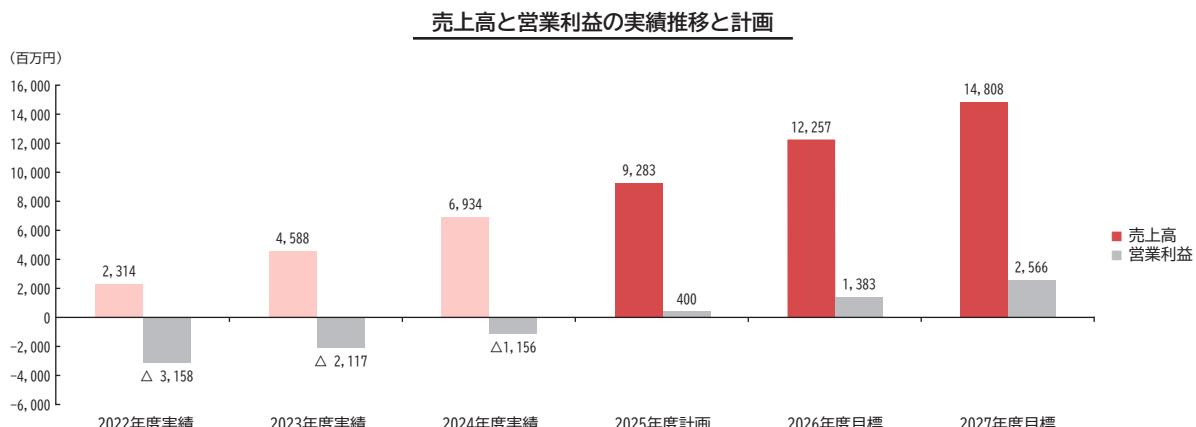
(注) 常勤監査役 竹本 毅、監査役 大川原 紀之及び監査役 伊藤 耕一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

・中期経営計画

今期25年度に改訂した中期経営計画では、前期24年度に作成したものを踏襲し、引き続き勝ちパターンの見えている消化器内視鏡領域に注力して確度の高い成長を目指すこととしております。売上の極大化よりも営業利益の改善を最優先し、成長に必要な販売費も収益性を悪化させない範囲での増加に留めます。売上に関しては消化器内視鏡以外の新規分野を過大に評価せず、ほぼ消化器内視鏡領域のみで成長を継続していく計画となっております。新規分野が計画以上に伸長する場合には計画を上方修正いたします。利益に関しては前期24年度に策定した計画から大きな変更はなく、今期25年度での営業黒字化達成を掲げております。

[図1]実績推移と3か年の計画と目標



・2026年4月期(25年度)の計画

グローバルに消化器内視鏡領域での止血材製品の販売好調が継続しており、事業収益が伸長し損益分岐点に達することから、今期25年度は通期での営業黒字を計画しております。

[表1]事業収益・損益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当連結会計年度(予想) (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)	前期比
事業収益	6,934	9,283	+33.9%
売上総利益	4,424	6,877	+55.4%
営業利益又は営業損失(△)	△1,156	400	—

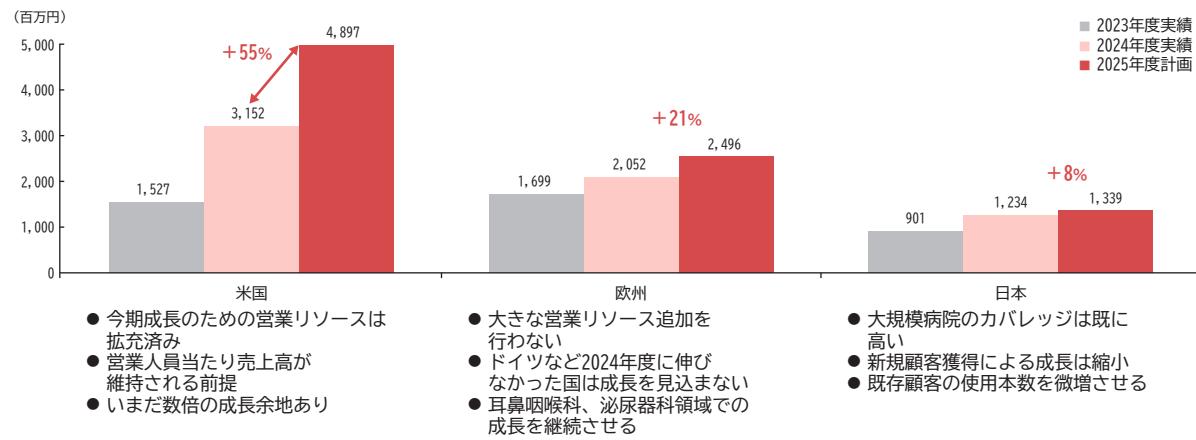
(注1) 事業収益については、業務提携等による一時金収入を含まない製品販売のみの事業収益計画としております。

(注2) 採用為替レートは、米ドル145円／ドル、ユーロ160円／ユーロとなっております。

1. 事業収益の見通し

事業収益は9,283百万円(米国4,897百万円、欧州2,496百万円、日本1,339百万円、オーストラリア550百万円、その他1百万円)と前期比33.9%増を計画しております。

[図2]各エリアの売上計画



各地域の前提条件

事業収益については、主に止血材製品の販売に関して、各エリアとも積上方式により計画値を算定しております。

米国については、特に消化器内視鏡領域での止血材販売が好調に推移しており、2026年4月期も達成可能な55%成長の目標を設定しております。引き続き直販モデルでの販売を継続いたしますが、営業リソースの補強にも手立てが付いており、2025年4月期に計画を上回って獲得した顧客の深耕が進捗し、営業人員当たり売上高が維持されることを前提とし策定しております。

欧州については、代理店モデルでの販売を継続し、2026年4月期も達成可能な21%成長の目標設定しております。大きな営業リソース増加を見込みます、イギリス等2025年4月期において成長した国の販売トレンドを継続する計画としております。一方、ドイツなど代理店の営業リソース活用など改善の余地がある国では、様々な施策を実施する計画ですが、保守的に2025年4月期と同程度の成長率を採用し策定しております。

日本については、引き続き直販モデルでの販売を継続する計画です。2026年4月期も達成可能な8%成長の目標を設定しております。市場のカバレッジが上昇していることに鑑み、新規顧客獲得数は減少を見込み、既存顧客当たりの製品使用本数を増加させていく計画としております。

2. 研究開発の見通し

2026年4月期においては、2025年4月期に引き続き、一部注力分野を除いた新しい取組及び人員の新規採用はペンディングとする方針であります。既に獲得している臨床データ、もしくは短期的に臨床研究等で獲得可能であるデータを用いて、主に米国において追加の臨床試験なしで医療機器として承認申請できる領域に特化する方針です。

3. 費用の見通し

売上原価は2,405百万円を計画しており、ペプチド原材料や委託製造費等の積上げにより算定を行っております。

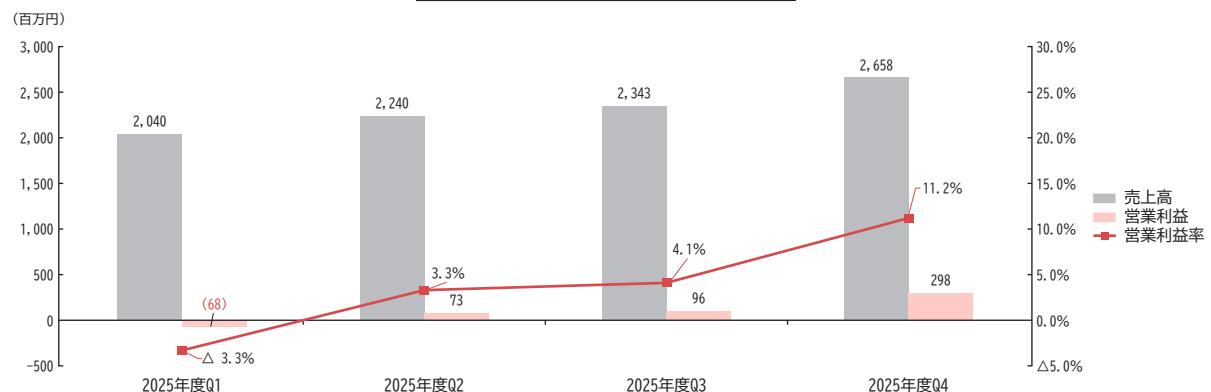
販売費及び一般管理費は5,526百万円を計画しております。事業収益の拡大に比例して販売費は増加する計画ですが、一般管理費は必要最低限レベルにコントロールする方針です。研究開発費は951百万円を計画しております。

なお、2025年4月期には製品及び原材料の評価損を原価に計上いたしましたが、リスクの高い資産の評価損の処理は完了したため、2026年4月期に評価損の検討が必要な原材料や滞留在庫はなく、大きな評価損は見込まない計画としました。

以上の結果、2026年4月期の四半期業績は下記のとおり推移するものと計画しております。

[図3] (ご参考) 四半期売上高及び四半期営業利益の推移

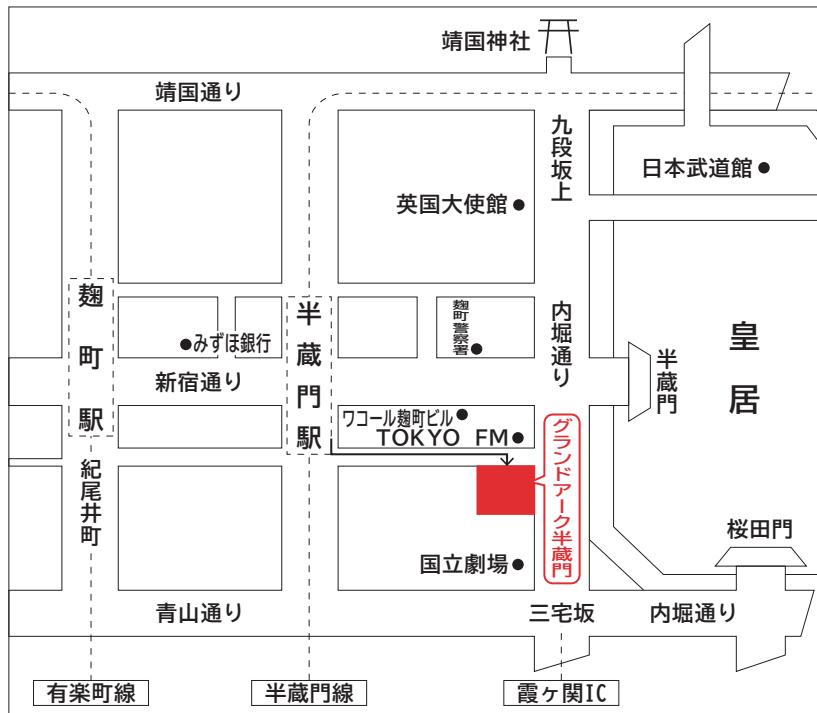
四半期営業利益の実績と計画の推移



株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区隼町 1 番 1 号
ホテルグランドアーク半蔵門 富士西の間
TEL : 03 (3288) 0111 (代表)



交通

- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩約7分

※当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。